

第37回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和2年5月25日(金)

招集場所 江府町山村開発センター

開 会 午前9時30分 会長宣言

出席 農業委員(9人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	下垣 涼子	8番	山本 信男
2番	賀本 幹穂	10番	松原 憲治
3番	清水 治之	11番	川上 博久
4番	一二三 八郎		
5番	奥田 隆範		
6番	加藤 直行		
	上前 梅夫		長尾 保
	見山 収		谷口 一郎
	宇田川 保		

欠席 農業委員(2人)・農地利用最適化推進委員(0人)

7番	森 光正
9番	中田 泰

職員及び関係者 局長 松原 俊二  
農林課長 末次 義晃

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

- 第1号議案 農用地利用集積計画(案)について
- 第2号議案 農用地利用配分計画(案)について
- 第3号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について
- 第4号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について
- 第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について
- 第6号議案 農地法第3条の規定により許可申請について
- 第7号議案 非農地証明願について
- 第8号議案 農地転用事業計画変更申請について
- 第9号議案 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 第10号議案 令和2年度 江府町農業委員会事業計画(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午前9時30分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

1番委員	下垣 涼子	2番委員	賀本 幹穂
------	-------	------	-------

事務局： 皆さんおはようございます。若干定刻までお時間がございますが、皆さんお集りの様でございますので、第37回の江府町農業委員会総会を始めさせて頂こうかと思えます。開会に当たりまして農業委員会憲章の唱和を賀本委員さんの進行でお願いします。

委員： 全員で農業委員会憲章の唱和（進行、賀本委員）

事務局： ありがとうございます。では一二三会長挨拶の方をお願いいたします。

会長： 皆さんおはようございます。田植えの方も一段落した様でございますが、江尾の方に向かう時に江尾田んぼに若干田植えがまだ残った田んぼ見受けられますが、ほぼ終わった様に思えます。今年の品種別あるいは作付けの面積等を来月には皆さんに報告出来る様にしたいと思えますので、皆さんの方で今年の作付けの状況等のご確認を頂けたらと思っております。こう言う時期でございまして、先般も松原代理、局長と相談をいたしまして、何とか書面決済もできないかと思ひまして話を進めましたけども、農業委員会については総会を開かないといけない、という通達が来ているという事でございまして、皆さんに出席をお願いしたわけでございます。時期柄でございますのでなるべく短時間に総会を終了させていただきたい、そういうような思いを持っておりますので、進行につきましてはご協力をいただきたいと思います。総会資料を見て頂きますと、今回はたくさん審議を頂く項目がございますが、スムーズに進行できます様にご協力をお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。

議長： それではこれより総会審議に入ります。本日の欠席通告は森委員、中田委員、2名が欠席でございますので総会は成立をいたします。先ず議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員は議長より指名させて頂くことにご異議ございませんか。

委員： 異議なし（全員）

議長： ありがとうございます。それでは議事録署名委員は下垣委員、賀本委員をお願いいたします。尚、本日の会議書記は事務局を指名いたします。議事に先立ちまして報告事項がございます。事務局より説明を求めます。

事務局： はい、報告事項を3件ご説明させていただきます。まず1点目でございます。資料の2ページになります。公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地一時転用について報告をさせていただきます。場所が〇〇〇になります。字〇〇〇〇〇〇〇番〇他全部で〇筆でございます。地目は〇で〇筆の合計が〇、〇〇〇㎡でございますけども、その内〇、〇〇〇.〇〇㎡、こちらを公共事業の施行に伴う仮設道路及び仮置き場の設置のため一時転用をしたいと言う報告がございました。こちらの届者が日野県土整備局河川砂防課になります。〇〇〇〇〇川通常河川砂防事業に係る事業でございます。期間が令和〇年〇月〇〇日までに予定でございまして、工事完了後は農地を復元して地権者の確認を得ますと言う事が出ております。図面がめくっていただいた3ページになります。続きまして報告事項2番をご説明させていただきます。同じくこちらも公共事業に伴う

ものでございます。こちらの届出者は国土交通省中国地方整備局日野川河川事務所でございます。場所が大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇と〇〇〇〇番の2筆でございます。地籍が〇, 〇〇〇㎡でございます。こちらは〇〇〇〇の〇〇〇〇事業に係る工事と言う事で、仮設道路及び仮置き場の設置に伴うものでございます。期間が令和〇年〇月〇〇日までと言う事で、こちらでも工事完了後は転用した農地を復元して地権者の確認を得ます、と言う事で出ております。地図が捲って頂きました5ページに付けております。ご参照ください。続きまして報告事項3でございます。農地を農業所施設に使用する届と言う事で報告をさせていただきます。場所は大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇、地目が〇で地籍が〇〇〇㎡でございますがこの内〇〇㎡を農業用資材倉庫並びに機械等の設置場所と言う事での届け出を頂いております。届出者は使用者の〇〇〇さん、内容としては先ほど説明しました農業用資材倉庫機械等設置と言う事でございまして、建屋部分が〇〇. 〇㎡、国道の方から進入路が大体〇. 〇㎡、合わせて〇〇㎡と言う事で出ております。地図が7ページになります。以上報告事項3件させていただきます。

議長： ただいま3件報告事項がございました。これにつきまして皆さんの方で質問があったら受けたいと思います。いかがでしょうか。質問が無い様ですので議事を進めさせていただきます。それでは議事にはいります、議案第1号、農用地利用集積計画（案）について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： はい、議案第1号、農用地利用集積計画（案）についてお諮り申し上げます。8ページからになります。この度中間管理権による新規が1件、個人間によるものが新規で1件と言う事で、合わせて2件お諮りするところでございます。めくっていただきまして10ページをご覧ください。こちらは個人間での計画でございます。申請番号50番、所在が大字〇〇字〇〇〇〇〇番〇、地目が〇でございます。面積が〇〇〇㎡で、貸付人が〇〇の〇〇〇〇さんと同じく〇〇の〇〇〇〇さんが借りられると言う事でございます。借り賃は〇〇で、期間は令和〇年〇月〇〇日まででございます。〇〇〇〇さんの経営状況につきましては14ページに載せさせていただいております。場所につきましては地図を18ページになります。続きまして中間管理権の方を諮らせていただきます。資料が15ページになります。申請番号49番、大字〇〇〇字〇〇〇〇〇、地番が〇〇〇〇番、地目は〇で地籍が〇, 〇〇〇㎡でございます。こちらは〇〇〇の〇〇〇〇さんの農地でございます。こちらを鳥取県農業農村担い手育成機構の方に、と言う事でございませぬ。期間が令和〇年〇月〇〇日までと言う事で、賃料は〇〇でございます。場所でございますが、地図が19ページになります。以上です。

議長： ありがとうございます。そういたしますと、地区担当の方から補足説明を頂きたいと思いますが、宇田川推進委員さんいかがですか。

宇田川： 家のちょうど裏で、荒れた所で現在まで作ってなかったところですよ。何か作られると言う事で、良いのではないかと思います。よろしくお願いします。

議長： ありがとうございます。そういたしますともう1件、上前推進委員さんお願いしま



ございます。こちらお諮り申し上げます。

議長： ただいま説明を頂いたところでございますが、担当の宇田川推進委員さんの方でコメントを頂きたいと思っております。

宇田川： はい、何年か前に横の〇〇〇番〇、これを増設して〇〇〇として使用されています。その続きなんですけども、〇にはなっていますが何年も作っていない、草を刈るだけの状況でした。〇〇〇〇〇〇さんの方が使用をしたいということで、利用してもらえたらありがたいという状況です。

議長： 今担当の宇田川推進委員さんの方から現況について詳しく説明を頂いたところでございます。それでは議案第3号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

松原： さっき宇田川推進委員さんの方から話があった様に何年か前に農地転用をしました。その時に県の農業会議に出したところ、図面が悪いということで修正をしています。転用についてはかなり厳しい意見が出ています。これを見ますと2か所はいいんですけど、図面、駐車場とか倉庫の配置図が全然ないんですけども、これで県は通らないと思うんですけど、どうなんでしょう。農振の変更だけということですか。

議長： 今意見がありましたが、そうした変更に係る計画の図面が載っていないという事なんです。いかがですか。

事務局： こちら申請書の方には膨大な図面等も頂いております。この度は場所の図しか付けておりませんので、申し訳ございません。

議長： 報告事項の中等で農機舎を新しく建てるという事についての届出がありましたが、それ等についても図面の添付はございません。若干気に掛かるところではございますが、今後そういった辺りも皆さんがみられて、この土地にこういう状況で建物が建つとか、こういう利用上状況になると言う様なものを添付されたら良いかなと思っておりますが、事務局の方ではどうでしょうか。それは書類があまりにも膨大になるために省略したのかどうかはわかりませんが。

事務局： 今回ちゃんと付けて出していただいております。こちらの方も改めて付けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長： 今指摘がありました、図面の添付につきましては、これから添付をしていただくと、そして皆さんに了解を頂く様な形で審議は進めさせていただきたいと思っておりますので、事務局の方も今度そのようによろしく願いいたします。

松原： すいませんその関連で言えば、例えば47ページを見てください、〇〇〇〇の仮置き

場がついています。少なくともこれくらいの図面、配置図は審査会の中では必要ではないかと思います。

議長： ○○○の関係につきましては元々○○さんですので、細かい図面が出ているのは目にしています。今後は皆さんにそう言った物も見てもらって十分に納得をして頂く、という形で進めたいと思いますのでよろしくお願いします。今回は添付していませんけども、よろしくお願いします。そうしますと、松原委員さんどうでしょうか、今ご指摘があったものにつきましては事務局の方で確認を頂くと言う事でよろしいですか。

松原： はい結構です。

議長： では、そういう事をお願いします。他に質疑はございませんでしょうか。そう致しますと、質疑、意見がありませんので、議案第3号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員賛成）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので原案通り承認をいたします。それでは議事にはいります。議案第4号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： はい、議案第4号、農業振興地域整備計画の変更でございます。先ほど審議いただきました土地の隣接でございます。同じく大字○○字○○○の○○○番○、こちらの農地は○○○○さんの農地でございます。面積が○○○㎡でございます。地図が33ページになります。こちらも近年は自己保全の方で管理をされていると言う事を伺っております。先ほどの件と一緒に、許可後におきましては議案第3号と合わせまして○○○○○  
○○○○○さんが農地を取得後○○○○○・○○として使用されるという事で出て来ております。以上こちらお諮り申し上げます。

議長： この件につきましても地域担当の宇田川推進委員さんどうでしょうか。

宇田川： 先ほどと一緒にです。ほとんど何も作ってない、草刈の管理だけです。

議長： 今お聞きになりました様に、現在の状況はそういった状況で、何とか草刈りをして管理をしている土地の様でございます。先ほど松原委員さんの方からご指摘がありましたけれども、○○○○、そう言ったものについての資料、図面は見させていただいておりますので、確認をしたい方は後で事務局の方でご確認いただければと思います。先ほど申し上げました様に、次回からはこういった添付書類はきちんと付けて頂くと言う様に提案しますので、今回はよろしくお願ひしたいと思ひます。そういうことを踏まえまして意見がありましたらお願ひします。

長 尾： 一つだけ確認ですが、宇田川さん、ここに道の関係はどうなっていますか。トラクターとかは入りますか。

宇田川： トラクターは行かないです。駐車場を通らないと入れません。

長 尾： トラクターが通るような道はないですね。

宇田川： 道はないです。

長 尾： 分かりました。

議 長： 状況はいたって条件の悪いところの様でございます。他に意見はございますか。

川 上： 一つだけ。確かに松原委員さんが言われる様に、県に出す書類としては図面を付けて頂くというのはその通りですが、周辺の同意を得られているかどうか、その片は大丈夫だと思うんですが、周辺の関係はどうかと言う事も一つの条件の要素になりますので。

議 長： その辺りもきちんとさせていただきたいと思います。事務局の方もそう言う事で、次回からはよろしく願いをいたします。

事務局： はい。

議 長： 他に質疑、意見はございませんでしょうか。質疑、意見がありませんので、議案第4号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： はい（全員賛成）

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので原案通り承認をいたします。それでは議事に入ります。議案第5号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： はい、議案第5号でございます。こちらの方は〇〇の〇〇〇〇さんからの申請でございます。場所でございます。大字〇〇字〇〇〇〇番〇と〇〇〇番〇、こちら両方とも地目は〇、面積はそれぞれ〇〇〇㎡と〇、〇〇〇㎡の続きの土地でございます。地図を36ページにつけております。こちらの申請でございますけども、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇に伴う〇〇〇の〇〇〇の確保のため、と言う事が出てきております。今現在〇〇〇の方は〇〇〇〇の〇〇〇〇にすべて〇〇〇おられる様でございますが、〇〇もこの度〇〇〇をされると言う様なことから、〇〇〇等を設けてと言う事での申請でございます。農地の方でございますけども、実際はこの近年は自己保全管理をされております。場所的には2面を道路に挟まれていまして、後ろは山林という所の農地になります。以上です。

議 長： それでは議案第5号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について、担当の宇田川推進委員さんの方からコメントをお願いします。

宇田川： 実はここは何年か前に〇〇〇〇さんの農地でしたが、〇〇さんが買われて管理をされていきました。〇〇〇が〇〇〇と言う事で、正式に〇〇〇にすると言う事です。以上です。

議 長： お聞きいただきました様に〇〇さんの方に所有権は移転しておりましたけれども、〇〇から〇〇〇と言う事で申請が出ております。さっき松原委員さんが言われました問題を考えますと、例えば、〇〇〇にされた後そこで出る排水はどういう処理をするか、そういった物の図面とかを今後は農業委員会としては承認ができるかどうか、最終的なところまで確認をする必要がある様に思います。話がだんだん難しくなるようでございますが、農業委員会としては最後までその土地が周辺の農地に影響を及ぼさないかどうか、と言う事の審議も必要かと思っておりますので、今後についてはそういう点についてもご配慮いただきたいと事務局の方にはお願いをしたいと思います。それでは議案第5号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。質疑、意見がありませんので、議案第5号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見具申について、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： はい（全員賛成）

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので原案通り承認をいたします。議事にはいります。議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： はい、37ページをご覧ください。議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請についてお諮り申し上げます。場所でございますが、大字〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は〇、〇〇〇㎡の土地でございます。現在の農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。こちらを同じく〇〇〇の〇〇〇〇さんの方に所有権移転と言う事でお諮りするものでございます。地図を38ページにつけております。地目は〇でございますが〇〇〇として利用したいと言う事で申請が出ております。以上です。

議 長： ありがとうございます。そう致しますと担当に委員さんの方から説明をお願いします。

長 尾： はい、3月までは私が借りていました。〇〇さんの方が作りたいという事で、隣に〇〇さんの〇〇〇もあります。いい話だなと思います。

議 長： ここは〇ですか。

長 尾： 地目は〇で現況は〇〇です。







います。目標の達成に向けた活動でございます。こちらはご覧の通り実績の方を載せさせていただきました。この中でございますけれども、評価としましては農地の利活用など話し合いの機運が徐々に高まりつつあるが、さらに推進をしていかなければならない、という風な形で書かせていただきました。活動に対する評価、農地の利活用等の話し合いが全集落で実施されておらず集落間で差が生じている。今後、徹底的な話し合いができる様促進していく必要がある。また、集落営農の重要性や農地中間管理事業の活用について、さらなる周知を図る必要がある。という言事で纏めさせていただいたところで、めくっていただきまして51ページになります。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進というところでございます。平成28年に1経営体あったわけですが、29年度、30年度並びに令和元年度におきまして、新規参入の経営体はありませんでした。こちらにつきまして3番ですが、実績として関係機関との事前協議により就農支援の体制を整えていたが、本年度の新規就農には至らなかった。目標及び活動に対する評価としましては、各地域で集落営農等、守るべき農地の検討も併せて地域ぐるみでの話し合いの促進を図ることが必要である。また今後も継続して農業者等との意見交換を行う必要がある。という風に記載をさせて頂いたところでございます。52ページの方には遊休農地に関する措置に関する評価、と言う事で挙げております。管内の面積でございますけれども、昨年の4月1日現在の数字と言う事で、758haという風に挙げております。こちらに対しまして遊休農地面積は3ha有った訳でございますけれども、令和元年度の目標としましては、このうち1.5haを解消したいという風な形で目標をさせていただいたところでございます。皆さんにもいろいろと現地確認等、パトロール等でお世話になったわけですが、その結果こちら解消実績としましては、3haと言う事でございます。目標の達成に向けた活動としましては農業委員さん並びに農地利用最適化推進委員さん合わせまして16名全員の方にいろいろとお世話になったわけでございます。調査が8月から11月、調査取り纏め11月から12月、という流れの中で実績の集計をやってきたわけでございます。目標及び活動に対する評価としましては、引き続き遊休農地の実態把握に努め、利用意向調査等を通じて農地所有者へ農地中間管理事業の活用等、啓発活動を積極的に行っていく必要がある。設定した目標達成委のため、具体的な活動指針を設けて取組を行う必要がある。という風にさせていただきました。めくっていただきまして53ページでございます。違反転用への適正な対応という項目でございます。管内の農地面積、こちらは755haでございます。違反転移用面積は0haでございます。皆さんに大変お世話になっているわけです。日々の確認等も頂いているわけでございます。活動計画・実績及び評価の欄でございます。年間を通じた農地パトロールを実施し、違反転用の発生を防止するよう努めるとともに広報等を通じて周知徹底を図ると言う事で、各委員の皆様が年間を通じた農地パトロールを実施していただきました。各委員の年間を通じた農地パトロール活動により、違反転用の発生を未然に防ぐことができた。という風に書かせていただきました。54ページは農地法等によりその権限に属された事務に関する点検という欄でございます。3条に基づく許可事務、こちら年間10件ございました。10件すべて許可をいたわけでございます。55ページの方には農地所有適格化法人からの報告への対応と言うところでございます。3法人を書かせていただいております。情報の提供等につきましては、賃借料情報の調査・提供等を行いました。農地台帳の整備、こちらの方も随時進めていくわ

けですけども、現在892haと言う事でございます。56ページのⅦになります。地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容等につきましては特にいたっておりません。次の事務の実施状況の公表等はホームページを通じまして総会等の議事録の公表であったり、今回お諮りをしている点検・評価の公表等につきましても承認後ホームページ等に公表していきたいという風に考えております。かなり速足で説明をさせていただきました。以上でございます。

議長： はい、ただいま議案第9号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明を頂いたわけですが、細かく明示されておりますけども、なかなかこれをじっくり読んで、という所まではいかなかったと思ったりしますが、皆さんの方で質問があったらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

松原： いいですか。毎年県に提出しないといけない資料だと思うんですが、元年度ですから今年の3月31日までの話なんですが、洲河崎が農事組合法人を立ち上げられて、総会が3月18日にあって決まって、組合法人の申請をしたという話を聞いているんですが、承認はいつなんですか。集落営農法人7組織と書いてあるけれども、7組織もあるんですか。これは洲河崎も入っているんですか。

事務局： 7組織の中には洲河崎は入っておりません。

議長： それは法人というより集落営農とかそういうのを含めての事ですね。

事務局： そうです。こちら農林産業課の方から聞きましてけども、営農の方としまして後尾之上原の自治会であったり、ああ言った届出の方が入っております、

松原： 営農法人組織とはっきり言っている、営農法人組織、法人と入っていれば、集落営農とかとはランクが違うんじゃないんですか。で洲河崎は法人の承認がされたのはいつですか。

末次課： 総会は3月18日で登記が3月中には終わられているはずですよ。

賀本： すみません、4月です。

末次課： 4月に入ってからですか。4月何日だったんですか。

賀本： この間終わりました。

末次課： そうですか。賀本さんの方で登記はお世話になっておりまして、

松原： 4月ですね。令和2年ですねそしたら。

議 長： 今質問があった件については各法人で表現される中に法人に関係ない集落営農とかそういうのが入っていると言う事でいいんですか。

事務局： はいそうです。

議 長： その辺りは適格に集落営農とか法人とか分けた表現をされた方が良いのかと言う事ですが、その辺りはどうでしょうか。

事務局： そうですね、ここに数字ばかりが出ております。松原代理からも頂いた様に、これの補足した資料を作らせていただいて、皆さんと共有したいと思います。私も下調べした資料を忘れましてすみません。

議 長： 資料の準備に大変だともいますが、松原代理

松 原： その内訳って、県に出す資料だからこの51ページに集落営農法人組織7組織と書いてあります、法人組織としては3組織ではないですか。

議 長： それは法人格と言う事で含めてあるのか、法人だけに徹底してないとすれば、その辺の表現がどうか分かりませんが。松原代理から指摘がありますように、県の方に提出しなければならぬ江府町の状況でありますので、その辺りの表現についても、今までそれでよかったのか、そういうものに準じてまとめてあると思うので、確認を頂いて書類を作っていただけだと思いますが、どうでしょうか。

事務局： ご指摘いただきました49ページの経営数、この辺りの内訳等を含めた数字、51ページの上の段現、状及び課題のところの集落営農法人組織7組織という風に書いております。この辺り精査しまして総会資料と合わせて皆さんにお諮りさせていただこうかと思っております。

議 長： ではその辺りは適切な表現でして頂く様と言う事でよろしいですか。川上委員さん何か。

川 上： 52ページの遊休農地の関係ですけど、農地面積に対して遊休農地3haと非常に良い数字になってる訳ですけど、山間が段々と遊休農地に増えつつある訳なんですけど、パトロールをした結果になると思うんですけど、これでいいですかね。これが一つと、一番下ですけど、4番の活動に対する評価、具体的な活動指針を設けてとありますが、これは抽象的な言葉で、3点くらい挙げて何が不足だったかと言う事を纏める必要があると思うんですけど。その辺を検討する価値があると思うんですけど。こういう事が不足して、反省点としてこれからはこういう形でやっていきます。と言う様な感じでまとめた方が良く思うんですけど。この2点だけ。

議 長： 事務局の方で今の質問の内容はわかりましたか。

事務局： まず1点目でございます。遊休農地面積の解消を合わせたところでございますね。こちらがh a表示になっておまして、切り上げで、令和元年度当初が3 h a あった分が解消3 h a したという風になっております。実際には㎡で言いますと2, 7 0 0 ㎡が遊休農地という形で数字が出ております。h a の単位の関係で3 h a になってしまって、ゼロに成った様な形にはなっております。この辺も資料等を追加でさせていただこうかと思えます。4番の目標及び活動に対する評価ところでございますね、こちらの方は啓発関係、所有者への制度等の説明等を図って、と言う様な主なものを2点という形で付けさせて頂いておりますが

川 上： 反省点としてこういうものが不足していたと言う事で、2つか3つくらい挙げてされた方が良いと思えます。

議 長： ただいまの質問あるいは意見について事務局では把握できましたか。

事務局： はい、ここを箇条書き的な形にと言う事でしょうか。

川 上： そういった形にした方が良いと思えます。答えになっていないので、何が不足した何がどう成ったと言う事が全然わからない状況ですから、これからこういう形でやっていきます。と言う事にした方が良いじゃないですか。

議 長： 今川上委員さんの方から指摘がございましたが、事務局の方でそれときちんご理解を頂いて文面に反映していただくと言う事で、事務局の方はよろしいですか。

事務局： また相談させていただいて

議 長： では事務局の方で意見については訂正をして、ちゃんとしたものにして下さい。他にございませんか。江府町農業委員会の活動の実態を報告するものでありますから、いろんなそう言った意見を踏まえて事務局としても、より正確に対外的に公表できるものにしていただきたいと言う様に思えますので、よろしくお願いします。他に意見はございませんか。では、いろいろご指摘、意見がありましたが、そういうものを精査していただいていたかと言う事を踏まえまして質疑は終わりたいと思えます。賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： はい（全員賛成）

議 長： ありがとうございます。全員の方に賛成を頂きましたので原案通り承認をいたします。議事にはいります。議案第10号、令和2年度 江府町農業委員会事業計画（案）について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： はい、58ページになります。ご覧ください。令和2年度 江府町農業委員会事業計

画（案）に基本方針を読み上げさせていただきます。（Ⅰ基本方針の読み上げ）特に後半の特に「集落営農の推進」の変更をさせていただいた、具体的に書かせていただいたところがございます。今の新型コロナの関係も出ておりますが、こちらも喫緊の課題でございまして、こういった蜜を避けながら、と言う様な方法等もありますけども、これは農業委員会に課された課題でございまして、ここについて出来る限り進めてまいり、という所で書かせていただいたところがございます。重点目標としましては、①から⑤まで挙げております。（Ⅱ重点目標①から⑤の読み上げ）こちらは順番を変えたところがあります。集落営農を頭に持って来させてもらったところがありますが、重点項目、目標表としては5項目を挙げさせていただきました。Ⅲ事業計画、会議の開催、皆さんの研修、関係機関との連携、相談会、意見交換会の実施、地域農政対策という形で事業計画の方は挙げさせていただいております。ここまでで皆さんの方から何かご意見等頂けますでしょうか。では先に進みます。Ⅳ農地対策として5項目挙げさせていただきました。（①から⑤読み上げ）62ページには本年度の具体的な事業計画と言う事で月毎に挙げさせていただいております。殆ど例年と同じような内容でございまして、5月のところ、全国農業委員会会長大会という所でございます。こちらは大体5月末くらいから行っていただくところでございますが、本年はコロナの関係でこちらの大会が中止となりましたが、計画の方にはそのまま挙げさせていただいたところがございます。後10月のところでございます。日野郡農業委員会交流研修会、こちらは今年は日南町が会場と言う事で変えさせていただいております。3月には農作業労賃等標準額の公表を挙げさせていただきました。いかがでしょうか。

議長： ただいま議案第10号について説明を頂いたところでございます。質疑のある方は挙手をお願いします。

川上： ちょっと気が付いたことですが、一つは59ページの農地相談会とあります。月例開設と言う事で、今までこういう形でしていた訳ですけど、耕作者の方の高齢化が進む中で、こちらの方に掛けて頂くのも非常に難しいような状況になりつつある訳ですけど、出来れば次回の農業委員会の方にご検討を頂いて、移動農地相談会みたいな感じで、地域に出て話を聞きながら、あとは利用権設定も出来れば12月にまとめてお互いに相談しながら地域の話、移動農地相談をするような形を取られた方がこれからは良いのではないかなと思うわけです。これが1点。末次課長さんにですけど、これから日本型直接支払い、中山間地の5期が始まる訳ですけども、人・農地プランと言う事が非常に重要な感じになって来る訳なんですけど、その辺の農業委員会として、農業委員として、あと人・農地プランの重点的に円滑に進めていくような形を具体的に纏めて書いた方が良いと思うんですけど。その辺はどうですか。

末次課： 言われるとおりでと思います。ご承知の通り今年第5期の中山間直接支払いのスタートの年になります。今現在予定をしておりますのは、6月には何とか皆さんにお集り頂いて、各協定の代表者、協定をされていないところには集落のどなたかにご案内をしないといけないかなと思うんですが、5期の中山間直接支払いの説明をさせて頂いて、今考えているのは8月末までをめどに協定を作っていただく。その認定を9月の内にやっ

て、10月に現地確認と言う様な形が、大体5年間の節目の最初の年の流れがそういったスケジュール間になっておりますので、今年も基本的にはそういった形でやらせて頂くかなという風には思っております。中山間の役員さんが設立当初から変わっておられない協定であったり、今まで個人の集落の担い手の方に集積をすることで何とか20年間やってこられたところがそろそろ限界だと、新しい5年間はとても出来ない、といった様な声も聞いておりますので、単純に中山間の協定を推進するだけではなく、5年間もしくは10年間に渡って地域の農地を守って行ける様な体制、それから地域、農業だけではなく、地域をどうやって守って行こうと、言った様な話し合いを一緒に推進して行かないと、単純に中山間の直接支払いの協定の方針だけでは、かなりの面積が減ってくるのかな、という風には危惧はしております。なかなか農林産業課の職員だけで推進と言っても十分に行届かないところもありますので、農業委員さんがこの度任期が終わってしまうという所なんですけど、引き続きして頂く方には当然リーダーシップをお願いしたいところがございますし、実際に今期でご退任される方におかれましても、今までのご経験を生かして何とか地域を引っ張って頂ける様な形を取っていただければ助かりますので、重要な年の位置づけになりますので、若干書きぶりと言うのは、もしよろしければ期が変わると言う辺を入れて頂ければと思います。

川 上： 中山間の5期の関係ですけど、1回目が去年の11月に話し合いがありましたけど、今度は6月くらいに再度煮詰まったやつの説明会を予定されているわけですか。

末次課： そうですね、まだはっきり何日にやります。と言う事は決めておりません。後はコロナの事もありますので、大体この会場を使って皆さんにお集り頂くんですが、もしかしたら状況によっては分散と言うか、例えばブロックを分けて参加者を減らして何回かに分けないといけないのかな、とか色々な事を考えるわけですけども、ある程度方針を決めてまたご案内をさせて頂こうと思っておりますが、スケジュール的には6月中にはしないといけないかなという風には思っております。

川 上： 分かりました。

議 長： 川上委員さんよろしいですか。

川 上： はい、了解しました。

議 長： ほかに皆さんの方でご意見なり質問なりございませんか。

松 原： ちょっといいですか。関連するんですけど、今農林課長からありました様に、中山間の5期が始まるという事で、要綱、要領の説明が正式に無いもんだからわからないんですけど、今回の目玉は集落戦略を作ると言う事で、今までの体制整備単価、A要件、B要件、C要件をやめてしまう、集落戦略に1本化するという事をはっきり打ち出しているの、それを何時までにしないといけないのかと言うのがあるんですけど、今回の事業計画の中でさっき事務局が言われました様に（イ）の集落営農の推進が喫緊の課題であ



るとか、集落営農が重点になっている割には、59ページの（イ）集落営農の推進の辺りがサラッと書かれていて、人・農地プランなんですけど、まさに中山間、そういう集落戦略と一緒にやってやるような書き方をしておいたらどうかと、重点項目ですから、ここを強調したらと言う感じがします。

議 長： それは要望と言う事になりますか。

松 原： はい、要望です。

議 長： ただいま松原委員の方から要望がございました。その辺りを把握しておいて整理していただきたいと思います。他にございませんか。

上 前： はい、大変に難しいことかもわかりませんが、集落と言う文言が出て来ます。集落営農等、本町5丁目の課題は、集落営農と言う様な組織が形成される様な集約化された農地ではないです。例えば大万にあるとか、小江尾にあるとか、宮市にあるとか、貝田にあるとか、とにかく土地があるところにあるんです。そうすると集落ですと言う事は、5丁目自身も私自身も案は出ない、がしかし行政はどういう具合にそれを方向付けするのかなと言う様な事を懸案として、課題として提示しておきたいと思います。難しい課題、大変かもしれませんが、そこも一つ考えて構想なりをしてもらいたいなど、もう発言する場もありませんから、そこは委員さんにも、行政も十分一緒にいろいろな計画も作成して欲しいと言う事を情報として話しておきたいと思います。以上です。

議 長： ただいまお聞きの様子にいろいろ地域の適応もございまして、上前推進委員さんも長く勤められましたけれども、勤められた責任として後々5丁目地区の体制を皆さんに要望された、責任感を持って要望されたという事でございます。行政の方もしっかり受け止めて答えて頂きたいと、その様に思いますのでよろしくお願ひします。上前推進委員さんよろしいでしょうか。

上 前： はい。

議 長：他にございませんか。そう致しますと、議案第10号につきまして、質疑が無い様ですので、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： はい（全員賛成）

議 長： ありがとうございます。全員賛成でございますので原案通り承認をいたします。議事は以上を持ちまして終了致しました。それではその他に入りたいと思います。その他の1でございます。農長委員及び農地利用最適化推進委員の公簿状況について事務局の方から皆さんの方に現況について報告を申し上げます。よろしくお願ひします。

事務局： 別紙にA4横版で置かせて頂いております。江府町の農業委員会の農業委員さんの応

募、推薦をされた方並びに裏面は農地利用最適化推進委員さんの関係をご載せさせていただいております。農業委員さんにつきましてはですが、定数11名に対しまして11名の方の応募をいただきました。こちらの皆さんにつきましては、前回、評価委員会に方に諮らせていただきまして、6月議会の承認等を含めまして今後進めさせて頂くという所でございます。農地利用最適化推進委員さんにつきましては、江尾・日光地区で2名、米沢地区で2名、神奈川地区から1名と言う事でございますが、ご覧のとおり江尾・日光地区で1名、米沢地区で1名合わせまして2名の方がまだ決まっていないという所でございます。こちらにつきましても引き続き人選等を行っていきたいという風に考えております。以上現在の状況でございます。

議長： 1番について説明をさせていただきました。説明のとおりでございますが、農業委員さんの方はすでに11名決まっております。推進委員さんの方が事務局の方からありました様に江尾・日光で1名、米沢で1名まだでございます、現状は2名の女性委員が江府町にはこの度誕生しています。少なくとも2名を確保したいという観点から話を進めています。今しばらくお待ちを頂きたいという様に思っております。

上前： いいですか。スケジュール的に最適化推進委員は農業委員会が指名することになっているんでしょ。そうすると次回6月15日農業委員会が最終的に決定をすると言う事ですか。

事務局： 推進委員さんにつきましては7月20日以降で新しい農業委員さんの中で

上前： 7月の新しい農業委員会の際に、

事務局： そうです。

上前： そこまで余裕があると

議長： 新しい会長さんが決定される流れです。よろしいですか。では続けさせていただきます。2番の次回の農業委員会の総会について事務局より説明をお願いいたします。

事務局： はい、来月の総会でございますが、6月15日月曜日、時間は9時半から、会場につきましては、同じくこちら山村開発センター2階会議室と言う事でお諮りしたいと思いますが、いかがでございましょうか。前の週が江府町の6月の定例議会がありまして、その中日等で調整を図りかけたところでございますが、合わなかったもので終わって直ぐの15日でお世話になれたらという風に思います。

上前： もう一つ、そうすると7月の第1回の農業委員会総会の際には最適化推進委員は出席しないと言う事ですね。なしで総会が開かれると言う事ですね。

事務局： 次の次、7月でございますか。大体10日前後に開催をさせて頂こうかと思っております。

ます。今のメンバーで7月の通常の総会の方はお世話になりたいと思います。新しい委員さんにつきましては令和2年7月20日時点での辞令交付と言う形になります。

議長： 次回の総会はいかがでしょうか。よろしいですか。

委員： はい

議長： では異議が無い様でございますので、次回の農業委員会の総会は6月15日月曜日、9時半から、山村開発センターの2階会議室、ここで開催させていただくと言う事でご承知いただきたいと思います。そう致しますと次に進みます。次回農地相談会について説明を頂きます。

事務局： 今月21日に予定をしておりますが、こちらコロナウイルス感染予防のために中止をさせて頂きました。6月に於きましては第3木曜日と言う事で18日の木曜日を挙げさせてもらいました。このところ延期で担当していただきます長尾推進委員さんと見山推進委員さんには、先送りと言う形になっておりますが、今の体制等が戻れば6月に開かせて頂きたいと思います。18日につきましていかがでございましょうか。

両委員： 大丈夫です。

事務局： ありがとうございます。

議長： よろしいですか。そう致しますと、議題につきましては以上を持ちまして終了いたしました。最後になりますが私の方から、4月に西武の会長協議会の総会がありまして、その件について若干皆さんに報告申し上げておきたいと思います。今現在西部の会長は、日南町の梅林会長が務めておりましたが、令和2年度は総会の席で人選がございまして、今まで副会長だった境港市の足立会長が4月から協議会の会長に成られます。内規の規定で会長が副会長を指名するという形でございますので、日吉津の齊下会長が副会長になりました。県の西部から選出する役員が理事が1名感じが名でございまして、理事につきましては、南部町の音田会長がなられます。これは今も変わりません。幹事につきましては高西会長が務められておりましたが、今回梅林会長が幹事として西部から出られます。6月になると思いますが、県は理事会を開いて県の会長、副会長を選任するようになっております。皆さんもその後気になっていると思います。私たちの身近な問題でありますけども、高西会長は4月の時点で県の担当者が出向かれまして、本人とお会いになって公職の役は一切お辞めになったという報告を受けております。立場が立場でございまして、十分に気を付けなければそういう問題も起こりうるという話も聞いております。何れにしましても我々の身近にある問題として、あってはならないことがあったわけでございます。報告に代えさせていただきます。以上で第37回江府町農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員 1 番委員

署名委員 2 番委員